

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：第一電気工業株式会社

業 者 の 住 所：北海道札幌市中央区南5条西14丁目2番2号

2 指名停止措置期間：令和6年8月26日から

令和6年9月25日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：北海道防衛局管轄区域

（北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。））

4 事 実 概 要

当該有資格者は、労働者との労働契約の締結に際し、賃金の決定、計算及び支払の方法等に関する事項について、書面を交付する方法により労働条件を明示しなかったことにより、労働基準法違反により札幌簡易裁判所から罰金刑に処せられ、最高裁判所において上告が棄却されたことでその刑が確定した。

5 指名停止措置理由

上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められるため。

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領付表第2第15号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内